

意見の概要と町の考え方等について

案件名	公共施設等総合管理計画（案）について
意見の募集期間	平成28年10月11日（火）～ 平成28年11月9日（水）
意見の提出数	1件

No.	頁	項目	意見の概要	町の考え方
1	無	無	<p>土、日、祝日 ハイキングに寄居駅を下車した方はお弁当を買ったり、地図をコピーしたり、飲み物等をコンビニで購入する必要があります。</p> <p>寄居町は（議会を除き）、寄居駅南口の元商業施設建物のテナントとなってください。駅北口にある庁舎をテナントビルとし、若者を誘導定着させる方が合理的です。保証金の償却をテナントに補完させ、庁舎等の耐震費用、改修費用をまかなうべきです。（5%以上の償却が望ましい。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1階にコンビニ、ドラッグストアを入れる。（パン屋、銀行などからも家賃を得る）</li> <li>2階にカラオケ店、飲食店を入店させる。衣料品販売店舗や百元ショップを入店させる。</li> <li>3階は議会が利用（TV中継は中止）</li> <li>4階にダーツ、ビリヤード等、時代と若者のニーズを牽引する店舗を入れる。</li> <li>5階以上はホテルに改装し、収益を上げる。</li> </ol> <p>高校生などが1、2階を、大学生などが2、4階を利用し、各フロアは若者でいっぱいになります。</p>	<p>公共施設等総合管理計画（案）では、庁舎空きスペースの有効活用について、町民のニーズ等を踏まえ、検討していくこととしています。</p> <p>また、庁舎に限らず、用途を廃止し公共における活用が見込めない建物や土地については、民間事業者等への貸し付けや売却を検討し、公共施設等の維持管理や整備のための財源を確保していく考えです。</p> <p>賃貸借を伴う庁舎機能の移転については、賃料の支払いや改修費用の発生など新たな財源も必要となってくることから、現在検討はしていませんが、いただいたご意見につきましては、民間活力の促進の検討における一つのご提案として、参考にさせていただきます。</p>